

議案第 9 2 号

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日 提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例

山陽小野田市手数料徴収条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 9 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 5 の 1 の項備考 1 中「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）第 5 条第 1 項の登録住宅性能評価機関の登録を受けているもの（以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が法第 6 条第 1 項各号（第 3 号を除く。）に掲げる基準に適合していることを証する書類」を「当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）第 6 条の 2 第 3 項に規定する確認書若しくは同法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写し」に、「適合証」を「確認書等」に改め、同項備考 1 各号列記以外の部分及び第 1 号中「4 3, 0 0 0 円」を「3 7, 0 0 0 円」に改め、同項備考 1 第 2 号中「1 0 3, 0 0 0 円」を「9 4, 0 0 0 円」に改め、同項備考 1 第 3 号中「1 6 4, 0 0 0 円」を「1 5 0, 0 0 0 円」に改め、同項中備考 2 を削り、備考 3 を備考 2 とし、備考 4 を備考 3 とする。

別表第 1 5 の 2 の項中「備考 3 及び 4」を「備考 2 及び 3」に改め、同項中備考 1 を削り、備考 2 を備考 1 とし、同項備考 3 中「備考 4」を「備考 3」に改め、備考 3 を備考 2 とする。

別表第 1 5 の 3 の項備考 1 中「登録住宅性能評価機関」が作成した当該申請に係る「適合証」を「確認書等」に改め、同項備考 1 各号列記以外の部分及び

第1号中「64,000円」を「56,000円」に改め、同項備考1第2号中「155,000円」を「141,000円」に改め、同項備考1第3号中「245,000円」を「222,000円」に改める。

別表第15の4の項中「備考3及び4」を「備考2及び3」に改め、同項中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とする。

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

山陽小野田市手数料徴収条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表第15（第2条関係） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。）に関する事務				別表第15（第2条関係） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。）に関する事務			
	名称	事務	金額		名称	事務	金額
1	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（新築住宅）	法第5条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定（新築住宅）	ア 一戸建ての建築物（専ら人の居住の用に供するものに限る。以下この項において同じ。） 1件につき 49,000円 イ 一戸建ての建築物以外の建築物 1件につき 床面積の合計 100平方メートル以下のもの 49,000円 100平方メートルを超え500平方メートル	1	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（新築住宅）	法第5条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定（新築住宅）	ア 一戸建ての建築物（専ら人の居住の用に供するものに限る。以下この項において同じ。） 1件につき 49,000円 イ 一戸建ての建築物以外の建築物 1件につき 床面積の合計 100平方メートル以下のもの 49,000円 100平方メートルを超え500平方メートル

	ル以下のもの 116,000円 500平方メートルを 超えるもの 186, 000円		ル以下のもの 116,000円 500平方メートルを 超えるもの 186, 000円
備考	<p>1 当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書若しくは同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写し（以下この表において「<u>確認書等</u>」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあっては<u>37,000円</u>を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 100平方メートル以下のもの <u>37,000円</u></p> <p>(2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの <u>94,000円</u></p> <p>(3) 500平方メートルを超えるもの</p>	備考	<p>1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関の登録を受けているもの（以下この表において「<u>登録住宅性能評価機関</u>」という。）が作成した当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「<u>適合証</u>」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあっては<u>43,000円</u>を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 100平方メートル以下のもの <u>43,000円</u></p> <p>(2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの <u>103,000円</u></p>

150,000円

円

(3) 500平方メートルを超えるもの

164,000円

2 登録住宅性能評価機関が作成した当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5に示される1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級2以上（ただし、限界耐力計算による場合を除く。）、3-1劣化対策等級（構造躯体等）の等級3、4-1維持管理対策等級（専用配管）の等級3、5-1断熱等性能等級の等級4を、一戸建ての建築物以外の建築物にあつては、併せて、4-2維持管理対策等級（共用配管）の等級3、4-3更新対策（共用排水管）の等級3、4-4更新対策（住戸専用部）に定められた躯体天井高2,650ミリメートル以上、9-2高齢者等配慮対策等級（共用部分）の等級3以上の性能を有することを証する書類の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあつては34,000円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあつては次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ

		<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>			<p>前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) <u>100平方メートル以下のもの</u> 34,000円</p> <p>(2) <u>100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの</u> 59,000円</p> <p>(3) <u>500平方メートルを超えるもの</u> 95,000円</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>		
2	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 (新築住宅)	法第8条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定(新築住宅)	<p>ア 住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの 1件につき 1の項の備考2及び3の規定を適用しないものとして計算した場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料(新築住宅)の金額の2分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 住宅の構造及び設備に変更が生じないもの 1件につき 1戸 7,000円 2戸以上5戸以下のもの</p>	2	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 (新築住宅)	法第8条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定(新築住宅)	<p>ア 住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの 1件につき 1の項の備考3及び4の規定を適用しないものとして計算した場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料(新築住宅)の金額の2分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 住宅の構造及び設備に変更が生じないもの 1件につき 1戸 7,000円 2戸以上5戸以下のもの</p>

			の 12,000円 6戸以上10戸以下の もの 19,000円				の 12,000円 6戸以上10戸以下の もの 19,000円
		備考			備考		
		1 (略)			1 住宅の構造及び設備に変更が生じない場合であって、適合証が添付されている場合の <u>手数料の金額は、次の各号に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。</u>		
		2 1の項の備考3は、この場合に準用する。			(1) <u>1戸 4,000円</u> (2) <u>2戸以上5戸以下のもの 6,000円</u> (3) <u>6戸以上10戸以下のもの 8,000円</u>		
		2 1の項の備考3は、この場合に準用する。			2 (略)		
		2 1の項の備考3は、この場合に準用する。			3 1の項の備考4は、この場合に準用する。		
3	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料(既存住宅)	法第5条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定(既存住宅)	ア 一戸建ての建築物(専ら人の居住の用に供するものに限る。以下この項において同じ。) 1件につき 74,000円 イ 一戸建ての建築物以外	3	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料(既存住宅)	法第5条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定(既存住宅)	ア 一戸建ての建築物(専ら人の居住の用に供するものに限る。以下この項において同じ。) 1件につき 74,000円 イ 一戸建ての建築物以外

		<p>の建築物 1件につき 床面積の合計 100平方メートル以下のもの 74,000円 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 174,000円 500平方メートルを超えるもの 277,000円</p>			<p>の建築物 1件につき 床面積の合計 100平方メートル以下のもの 74,000円 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 174,000円 500平方メートルを超えるもの 277,000円</p>
	<p>備考 1 <u>確認書等</u>の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあつては<u>56,000円</u>を、一戸建ての建築物以外の建築物にあつては次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 100平方メートル以下のもの <u>56,000円</u> (2) 100平方メートルを超え500平</p>			<p>備考 1 「<u>登録住宅性能評価機関</u>」が作成した当該申請に係る「<u>適合証</u>」の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあつては<u>64,000円</u>を、一戸建ての建築物以外の建築物にあつては次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 100平方メートル以下のもの <u>64,000円</u> (2) 100平方メートルを超え500平</p>	

		方メートル以下のもの <u>141,000円</u> (3) 500平方メートルを超えるもの <u>222,000円</u> 2 (略) 3 (略)			方メートル以下のもの <u>155,000円</u> (3) 500平方メートルを超えるもの <u>245,000円</u> 2 (略) 3 (略)		
4	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 (既存住宅)	法第8条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定(既存住宅)	ア 住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの 1件につき 1の項の備考2及び3の規定を適用しないものとして計算した場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料(既存住宅)の金額の2分の1を乗じて得た額 イ 住宅の構造及び設備に変更が生じないもの 1件につき 1戸 10,000円 2戸以上5戸以下のもの 18,000円 6戸以上10戸以下のもの 29,000円	4	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 (既存住宅)	法第8条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定(既存住宅)	ア 住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの 1件につき 1の項の備考3及び4の規定を適用しないものとして計算した場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料(既存住宅)の金額の2分の1を乗じて得た額 イ 住宅の構造及び設備に変更が生じないもの 1件につき 1戸 10,000円 2戸以上5戸以下のもの 18,000円 6戸以上10戸以下のもの 29,000円
		備考			備考		

		<p><u>1</u> (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p>		<p><u>1</u> <u>住宅の構造及び設備に変更が生じない場合であって、適合証が添付されている場合の手数料の金額は、次の各号に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。</u></p> <p>(1) <u>1戸</u> <u>5,000円</u></p> <p>(2) <u>2戸以上5戸以下のもの</u> <u>9,000円</u></p> <p>(3) <u>6戸以上10戸以下のもの</u> <u>13,000円</u></p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p>
--	--	---	--	---